

西宮市一般廃棄物処理施設整備事業に係るアドバイザー依頼要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、西宮市一般廃棄物処理施設整備事業について、専門的立場からの助言等を依頼するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 前条の目的を達成するため、庁外の専門家（以下「アドバイザー」という）に依頼するものとする。

(助言等の項目)

第 3 条 アドバイザーは、以下の事項に関して専門的立場から助言等をする。

一般廃棄物処理施設整備事業に係る事項

- ① PFI 導入可否を含めた事業手法の検討
- ② 施設基本計画及び要求水準書（案）の検討
- ③ 発注及び契約方式の検討
- ④ その他、重要事項の検討

(アドバイザー)

第 4 条 アドバイザーは、前条に関する専門的知識を有する者を、環境局環境施設部が依頼する。

2 アドバイザーの人数は、必要数とする。

(依頼期間)

第 5 条 依頼期間は、事業が終了するまでとする。

(協議・打合せ)

第 6 条 アドバイザーとの協議・打合せは、必要の都度、事務局が行うものとする。

(謝礼)

第 7 条 アドバイザーへは謝礼を支払う。

2 謝礼額は、協議・打合せ 1 回につき、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償 条例」別表 附属機関の委員に準じた額（12,400 円 令和 2 年 7 月 9 日）とする。

(事務局)

第 8 条 事務局は、環境局環境施設部施設整備課が担当する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 26 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から実施する。